

申請手数料算定表

建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

申請手数料

区分		住宅部分			非住宅部分			
		①	②	③	④	⑤	⑥	
		適合証等 あり	適合証等なし		適合証等 あり	適合証等なし		
仕様基準等*1	その他の 場合		モデル 建物法*2	その他の 場合				
A	戸建	～ 200 m ² 未満	6,900	20,000	37,000	—	—	—
		200 m ² ～	7,400	22,000	42,000	—	—	—
B		～ 300 m ² 未満	12,000	37,000	74,000	12,000	93,000	238,000
		300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	28,000	66,000	126,000	22,000	119,000	300,000
		1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満				35,000	158,000	388,000
		2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	66,000	126,000	222,000	103,000	264,000	563,000
		5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	103,000	181,000	310,000	151,000	339,000	689,000
		10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	165,000	328,000	604,000	198,000	415,000	823,000
		25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	234,000	533,000	1,045,000	239,000	482,000	935,000
	50,000 m ² ～	368,000	940,000	1,923,000	352,000	644,000	1,187,000	

【一戸建ての住宅の場合】

		床面積*3の合計	表適用欄	金額	備考
適合証等あり		m ²	①-A	円	
等 適 合 証 等 な し	仕様基準等	m ²	②-A	円	
	その他の場合	m ²	③-A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

		床面積*3の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
適合証等あり		m ²	m ²	m ²	①-B	円	
等 適 合 証 等 な し	仕様基準等	m ²	m ²	m ²	②-B	円	
	その他の場合	m ²	m ²	m ²	③-B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合*4】

		床面積*3の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
住 宅 部 分	適合証等あり	m ²	m ²	m ²	①-B	円	
	等 適 合 証 等 な し	仕様基準等	m ²	m ²	m ²	②-B	円
		その他の場合	m ²	m ²	m ²	③-B	円
非 住 宅 部 分	適合証等あり			m ²	④-B	円	
	等 適 合 証 等 な し	モデル建物法		m ²	⑤-B	円	
		その他の場合			m ²	⑥-B	円
計		m ²	m ²	m ²		円	

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無*5】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無		
------------------	-----	--	--

- ※1 仕様基準等とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明交付申請に合っては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合申請にあつては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。
- ※3 床面積は、申請に係る部分の床面積を算定する。変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。
- ※2 モデル建物法とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明交付申請にあつては、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合認定申請にあつては基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。
- ※4 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。
- ※5 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。
- ※6 性能向上計画認定に法第34条3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、1の建築物ごとに手数料額を算出した額を加算する。